

新型コロナ・ウイルスおよびインフルエンザ感染症等への対応について

埼玉医科大学保健医療学部

学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等）に罹患し治癒していない場合、他の受験生や試験監督者等への感染の恐れがあるため、受験を遠慮していただきます（病状により学校医その他の医師が伝染の恐れがないと認めたときは除く）。その場合、原則として追試験などの措置、入学検定料の返還は行いません。

なお、試験時間中のマスクの着用は認められています。ただし、写真による本人確認の際は、試験監督者の指示に従い、マスクの取り外しに協力をお願いいたします。

感染症の予防策として、マスクの着用、手洗い・うがいを励行するなど予防に努めていただくようお願いします。